

議案第100号

**湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについて**

令和2年4月1日をもって東近江市が湖東広域衛生管理組合から脱退することに伴い、次のとおり同組合の規約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第289条の規定により関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議決を求める。

令和元年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

湖東広域衛生管理組合同規約の一部を変更する規約

湖東広域衛生管理組合同規約（昭和49年滋賀県指令地第1517号）の一部を次のように変更する。

第2条中「市町」を「町」に、「もつて」を「もって」に、「東近江市
愛荘町」を「愛
荘町」に改める。

第3条の見出し中「及び区域」を削り、同条中「及び区域」を削り、「別表の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分並びに可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務
- (2) 障害児通所支援に関する事務
- (3) 乳幼児発達相談指導事業に関する事務
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会に関する事務

第5条中「14人」を「10人」に、「市町」を「町」に、「次」を「、次」に、「東近江市 4人
愛荘町 4人」を「愛荘町 4人」に改める。

第6条第1項中「市町」を「町」に改め、同条第2項中「前項」を「関係町の長は、前項」に、「終つた」を「終わった」に改め、「関係市町長は」を削る。

第9条第1項中「市町」を「町」に改め、同条第2項中「市町」を「町」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第4項中「市町」を「町」に改める。

第11条中「市町」を「町」に、「もつて」を「もって」に改める。
別表を削る。

付 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、管理者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規約の施行の日前に管理者に対してなされた申請その他の行為で、同日以後東近江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、東近江市長がした処分又は東近江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴い規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議したく、本議案を提出するものである。